

10.4 新規提案システム

- 10.4.1 検疫が免除になる動物は、英國に到着するネコや犬で、少なくとも6カ月間EU、EEA加盟国、または狂犬病の心配のない島で飼われていたものとなるであろう。英國で飼われているネコや犬で、これらの国々に渡航したものもまた、英國への帰国時に免除の資格があろう。狂犬病の心配がないと見なしうる島々を定義することを試みていよい。その代わりに、OIEによって使用されている「狂犬病の心配のない」という定義に頼ることに甘んじている。我々の見解では、この定義は、十分厳格であるので、この定義を満たすいかなる島々からの動物も安全に検疫を免除されうるであろう。
- 10.4.2 リスクアセスメントは、北アメリカからのネコや犬もまた、新たに増加するリスクはわずかに過ぎない新規提案システムの対象に含まれうることを明らかにしている。この結論は、北アメリカの動物が英國へ持ち込まれることは實際にはほとんどないという仮定に基づいている。我々は、動物は空路で持ち込まれるであろうということ、また北アメリカからの訪問者の大半は観光客であるが、動物を連れて旅行することは好まないだろうということを根拠に、わずか2倍の増加を仮定した。しかしながらこれらの仮定は間違っているかもしれませんし、また狂犬病は、風土病でもあり、北アメリカ全土に伝播しているものもあるので、北アメリカからのネコやイヌは新規提案システムに含まれるべきではないが、その立場は観察され続けることが望ましいとの結論を下した。

条件

- 10.4.3 いかなる動物も検疫免除が可能になる前に満たさなければならない条件は、その動物が次のことを証明されていることである。
- 条件にあったマイクロチップが埋め込まれているので電子工学的に個体確認ができること。
 - 生後3カ月以降に、EU加盟国当局によって認可された不活化アジュバント加ワクチンを使用した狂犬病の予防接種を受けていること。
 - 狂犬病の予防接種に続けて、その動物が英國に入国する少なくとも6カ月前に実施された血液検査を受けていること。血液検査は、英國当局によって認可された研究所において実施されていなければならず、また0.5IU/ml以上の狂犬病抗体滴定濃度を示さなければならない。動物が血液検査に先立つ予防接種後12カ月以上経って輸入される場合には、その動物は、その後毎年、もしくはワクチン認可の条件により1年以上の長い間隔で予防接種を受けなければならない。
 - 動物がワクチン認可条件による間隔で予防接種を受けていない場合には、その動物は入国の少なくとも6カ月前に、再度予防接種、および血液検査を受けなければならない。血液検査は、英國当局によって認可された研究所において実施されていなければならなく、また0.5IU/ml以上の狂犬病抗体滴定濃度があることを確

認していかなければならない。

- e) ダニ処理剤として認可された調合剤およびエキノコックス属の各種糸虫の駆除用に、あるEU加盟国において認可されている駆虫剤を用いて、英國へ入国または帰国の少なくとも24時間以前に処置を受けていること。

10.4.4 コウモリおよび捕獲された野生動物を除いて、EU加盟国で飼育されている他の種の動物も検疫を免除され得る。

10.4.5 他のすべてのネコや犬、すなわち、

- a) 上述の条件を満たしていないもの、
- b) 有資格国で飼われてきていないもの、
- c) 英国人所有の動物でも有資格国以外に渡航してきたもの、

は英國への到着または帰国時に、6ヶ月の検疫を義務とする条件は継続されるべきであろう。

10.4.6 上述の通り提案された新システムは、各輸入動物が通関港で検査される（すなわち、マイクロチップが読み取られ、健康証明書が調べられる）ことを前提としている。他の要素はすべて同じなので、狂犬病が侵入するリスクは、動物が通関港で検査を受けるならば、国内の受け入れセンターで検査を受けるのと違いはないということが分かった。我々は、検査される動物の割合が、この選択肢の下では選択肢（c）とは異なるだろうということを示唆するいかなる証拠も発見できなかった。釣合いの原則の下では、国内の受け入れセンターで検査を受けることは、港で検査を受けるよりもはるかに不便なので、リスクを減らすという利点が増加しないならば、検査は通関港で行なわれることが望ましいと、我々は結論する。

リスクの本質

10.4.7 我々の新規提案システムでは、現在の検疫システムと比較してわずかにリスクが増加する。しかしこのわずかの増加分も、新システムそのものをより効果的なものにすることによって、さらに少なくすることができるであろう。これには、狂犬病予防接種を受けている動物の割合、および入国時に書類検査を受ける動物の割合の両方を増加させることが含まれることになろう。新システムと現行の検疫システムのリスクの違いは、狂犬病がEUから根絶されれば完全に除去され得るほどのわずかなものであろう。このことから我々は、ここで検討していることは、非常に小さなリスクについての非常に小さな統計上の増加であると再度主張する。加えて、我々は、リスクアセスメントを我々の審議の非常に重要な部分と見なしてはいるものの、リスクアセスメントによって我々の提案がすべて決定されてしまっているわけではない。この提案は、我々の新規提案システムの科学的発展および効果的実施の実行

段階的導入

- 10.4.8 我々は、新システムが段階的に導入されるよう提案するべきかを検討した。変更を段階的に導入することの利点は、とりわけ(a)職員と一般市民に徐々に新システムを適応させ、また(b)変更の全面的影響が出る前にいかなる問題も取り除いて解決することが可能であることであろう。この方法ならば、スウェーデンで起こったと伝えられた困難な問題も未然に防げるであろう。スウェーデンでは、変更の導入後の時期に、管理上、および運営上、無視できない困難な問題が起こっている。また、この方法ならば、国内的、並びに国際的教育の期間のための余裕をとることができ、また英国政府が、英國方式を使ったネコや犬の調和のとれた輸入管理を目指すECのイニシアティブを進展させるための交渉に取りかかるることを可能にすることもできよう。
- 10.4.9 しかしながら、段階的導入は多くの不都合をもたらすであろう。なかでも最も重要なものは、法的なものである。EU法は、人または動物の健康の保護を目的とする場合以外は、加盟国間の差別を禁じている。保護というこの目的のために取られるいかなる対策も、リスクに見合うものでなければならない。英國諸島、狂犬病の心配のない島々、および大陸EU諸国からの動物たちのリスクの差は、大変わざかであるので、大陸EU諸国を差別する段階的導入が、リスクに見合っていると主張することは難しいことであろう。
- 10.4.10 第二に、最も明白な第一段階は（英國の動物が他のEU諸国に検疫なしで往来することを許可するものであるが）、おそらく予想通行量のおよそ三分の二を占めるであろう。だからといって、この規模に変更を加えても、とても段階的導入の妥当な形とみなすことはできない。実際、それでは段階的導入を提案した意味がなくなってしまうであろう。それ故、新規提案システムは、段階的に導入されるべきではないと我々は結論する。
- 10.4.11 その代わりに我々は、現在のシステムの変更は、管理上および運営上の構造基盤が整うまで行なわれないよう提案する。我々は、新規提案システムが導入されるまでに十分に長い準備期間、例えば3年の期間が、とりわけ、施行する職員の採用および研修、一般市民への適切な情報提供、コンピュータシステムの整備、また港の用地借用、（場合によって）建物建設などのために設けられるよう提案する。さらに、新規提案システムが実施される場合は必ず、それが休暇時期のピーク外の日に導入されるよう提案する。加えて、ひとたびそれが実施された場合には、問題を確実に割り出し解決するために適切な監視システムが整備されるよう提案する。

10.5 EU 規模

- 10.5.1 本報告書全体を通じてこれまで我々の関心は、狂犬病が英国へ持ち込まれるリスクに関するものであった。しかしながら、提言を行なうに際し我々はまた、EU加盟国が持つかもしれないかなる新規提案システムへの影響も考慮しなければならない。特に、例えば、単一のEU市場創設に関するEU法と政策で、EU内の人間と物品の自由な移動への障害を取り除くことに反映されるものを考慮する必要がある。
- 10.5.2 最初に注目したことは、現行検疫システムはEU法に違反しているとみなす人もいるということである。ペットや盲導犬等の輸入に対する障壁は、物品の自由な移動の制限とみなすことが可能であり、また英國への入国もしくは再入国の際に自分の動物に検疫を受けさせなければならないことを好まない人々には、人間の自由な移動への制限とみなすことができる。現在の検疫システムが継続して施行されている事実は、こうした考え方からすると、譲歩であると説明される。狂犬病の問題に英國が敏感であることは、よく理解されていると言われているが、EUを基準にして狂犬病へのアプローチを調和させる行動はまだ強く押し進められてはいない。しかしながら、万が一英國がその立場を調整しない場合には、EUによる調和の提案が提示されるのも当然である。
- 10.5.3 勿論、英國の検疫システムはEU法に違反しているという主張への妥当な返答もあるかもしれない。ペット動物は、「物品」として分類される必要はない。確かに、パライ協定の存在は、動物の取引、すなわち、商品の取引が関わることにおいて同様の無検疫システムを明確に導入することによって、この見解を強固にしていると言えるであろう。しかしながら、ことによると、最強の反論は、釣合いの原則の中、つまり法的取り決めの地域的国家的差異は、認識される必要に見合う程度までは許容されることができるという原則に内在する。検疫に関しては、EUには狂犬病が存在するが、狂犬病にかかっている動物や人間への接触のリスクを当然ながら避けることにより英國が狂犬病の心配のない島であり続けることは、他の加盟国との間で実施されている無検疫システムからの離脱を正当化するということが主張されている。
- 10.5.4 当然ながら直ちに生じる質問は、果たして検疫はリスク性に釣合っているのかどうか、または何か別の制限がより少ない手段によって、他の点では適用可能かもしれないEU法から逸脱せずに、望ましい結果（すなわち、狂犬病の心配のない状態の維持）が達成できないものかどうかということである。我々が実行したリスクアセスメントは、この件に関する我々の主要な指針でなければならない。1994年にスウェーデンで新しい取り決めが導入された際、検疫は廃止されたが、我々が提案するシステムに類似した国境管理システムは廃止されずそのままにして置かれた。国家による管理システムを持たないシステムに直ちに移行すれば、それに伴って不釣合いなリスクが生じるであろう。

- 10.5.5 我々は、これらの多様な法的主張を認めるものの、それらの受容可能性を法的、技術的な問題に依存するような提案をしようとするわけではない。我々の提案がローマ条約の下での英国の義務に合致しなければならず、また法的異議申し立てをされるリスクを冒してはならないことを正しく認識している。それ故、EUという規模を考慮に入れて、我々は我々の提案が以下の通り進められるよう提案する。
- a) 大臣が、新規提案システムを特に明確に暫定的システムとして導入される。
 - b) 大臣が同時に、我々の提言書において判明した懸念を反映し、その要望を満たすようなEUの調和のとれた狂犬病管理システムの推進に努められる。

- 10.5.6 この取り組み方法を支持して、我々は以下の事項に重点を置く。
- a) 我々のリスクアセスメントは、我々が勧めるような検査システムが、現在のところ狂犬病が持ち込まれるリスクの増加を防ぐために不可欠であるということを明らかにしている。英國に到着する動物は定められた条件を満たしているということを英國当局に納得させるために検査が必要である。
 - b) また、「ヨーロッパ単一市場」の原則の維持という点において、検査は動物が英國に向けて出発する前に行なわれることが望ましいということも、我々に対して示唆されている。我々は、動物の書類がこのような状況で検査されるという必要条件に、多くの動物所有者は応じようとしないだろうと確信している。結局のところ、このような条件は英國法によって要求されるのみであろう。我々のリスクアセスメントが明確に結論づけているように、書類が検査される動物の割合が低ければ低い程、狂犬病をが持ち込まれるリスクは増大する。
 - c) 現在のところEU規模で施行されているシステムで、我々が不可欠であるとみなす狂犬病管理対策の性質を持ち、ペット、盲導犬などが往来する可能性のある他のEU加盟国において守られることを確実にしてくれるシステムは存在しない。動物が大陸EU諸国から英國に入ることを許可することは、不正な書類の使用によって、適格でない動物の密輸を助長することになるかもしれないということも論じられている。我々は、この可能性を検討してきたが、このような活動の潜在的可能性に関するデータは、その性質上入手が困難であるため、狂犬病がこの経路で英國に持ち込まれるリスクを審査することはできなかった。それ故、第11.11.1の項において、我々は、新システムの遵守は、継続して観察されるよう提案する。
 - d) EU規模で施行されているシステムで、現在英國に存在しない他の疾病、特にエキノコックス属の各種条虫を防ぐためのものは存在しない。
 - e) 上述の結果、釣合いの均衡の観点から、英國が我々の提言に基づいて狂犬病管理システムを導入することが賛成される。このシステムはEU規模のシステムが整うまでの過渡的取り決めとみなされることが望ましい。
 - f) 狂犬病がEUから根絶されるまでは、釣合いの均衡の観点から、新規提案システムは賛成され続けるであろうことが我々のリスクアセスメントの証拠から明らかになっている。

- 10.5.7 我々は、いかなるEU調和システムにおいても、通関港での検査システムに依存することは、いくつかの加盟国には長期の方針の基盤として受け入れられないかもしれないということを認める。それは少なからず、それらの国はこのような国境管理を既に取り除いてしまっており、この特定の目的のためにそのような管理体制を再びとることに賛同しないであろうからである。我々の提言することがある程度までは、全てEUの行動のためのテンプレート（型板）として、役立つことはないかもしれない。さらに、我々の提案が受け入れられた場合に、いくつかの国によって国境管理が拒否されれば、英国がすでに過渡的取り決めとして導入したものと対立することになろう。我々は、いかなるEU調和システムにおいても、通関港での検査システムに我々が依存することは、すべての加盟国に受け入れられるものではないかもしれないということを認識している。我々は、狂犬病がEUから事実上撲滅され、狂犬病が特有のものである第三国（東ヨーロッパの候補国を含む）から輸入される動物に関して適切なEU規模の対策が整うまでは、必要な場合は、大臣が英国の通関港で検査が行われることを許可するために、EU調和システムからの逸脱を求めてくださることが望ましいと提言する。ひとたび、狂犬病がEUから事実上根絶され、しかも、狂犬病が特定される第三国（東ヨーロッパの候補国を含む）から輸入される動物に関して適切なEU規模の手段が整えられるならば、英國を基盤とする検査システムの必要は消滅する。我々の提案することが過渡的なものと理解されることは望ましいのはこの範囲までである。
- 10.5.8 さらに、我々は、いかなるEU調和システムにおいても、EUへの参加候補国である東ヨーロッパの国々も含め、EU以外の国々から狂犬病を持ち込むことに対する十分な管理体制が整備されるよう提案する。我々は、このような管理には、狂犬病が特定される国々から到着する狂犬病に感染しやすい哺乳類のための検疫期間も含まれるよう提案する。我々は、たった4ヶ月の検疫期間を提案している欧州科学獣医学委員会の見解は、4ヶ月以上病気を潜伏せることがある動物の割合が比較的高いことを考慮に入れると、このような期間を規定することによって生じる狂犬病持込みのリスクについての詳細な審査が実行されるまでは、調和のとれた方針の発展のための基盤として採択されるべきではないと提言する。
- 10.5.9 最後にもう一つ述べておきたい。我々の提言は、検疫システムを部分的に解体することを提案している。我々は、吟味の上、慎重に明確な予定表に従ってそれが行なわれることを意図している。一般市民の間に期待が高まるであろうことは疑いない。変更の途上であるとの見解が取られれば、現在の検疫システムは、継続して遵守されそうである。しかしながら、現在のシステムへの唯一の変更が、法的政治的理由から、EU規模の基盤において可能であるように見える場合には、そのようなEUシステムが現在ないことやシステム導入に費やされる時間の長さが、現在の検疫システムに大変著しい圧力をかけることになるであろう。システムが評判を落とし、密輸が相当に増加した結果として、狂犬病を持ち込むリスクが著しく増加するという

輸が相當に増加した結果として、狂犬病を持ち込むリスクが著しく増加するというまさしく眞の脅威が存在する。我々がこれまで提言してきた他の点に加えて、我々の提言を大臣に提出するのは、このためである。

10.6 提言

10.6.1 ネコと犬

1. 我々は、それ故、英國で飼われている一定のネコと犬が別のEU、もしくはEEA加盟国、または狂犬病の心配のない島からの帰国時に検疫を免除されるよう提言する。このようなネコや犬は、次のように証明されるものである。
 - a) 条件を満たすマイクロチップが埋め込まれており、電子工学的に個体確認ができる。
 - b) 生後3カ月以降にEU加盟国当局によって認可された不活化アジュバント加ワクチンを使用した狂犬病予防接種を受けている。
 - c) 狂犬病予防接種の後、英國への再入国の少なくとも6カ月前に血液検査を受けている。
 - d) ダニ処理用に認可された調合剤およびEU加盟国でエキノコックス属の各種条虫の駆除用に認可された駆虫剤を使用して、英國に戻る24時間前に処置されている。

免除資格を得るために、血液検査は英國当局によって承認された研究所において行なわれたものでなければならず、また狂犬病抗体滴定濃度が、0.5IU/mlに等しいかそれ以上であることが明らかにされなければならない。動物が血液検査に先立つ予防接種後12カ月以上たって輸入される場合は、その動物は、その後毎年、またはワクチンの認可条件に従って1年以上の間隔で再予防接種を受けなければならない。動物は英國諸島以外から英國に到着時に通関港で検査を受け、個体確認書と健康状態証明書が確認されることが望ましい。

動物が、ワクチンの認可条件に従う間隔で再予防接種を受けていない場合には、その動物は再予防接種を受け、入国の少なくとも6カ月前に血液検査を受けなければならない。血液検査は、英國当局によって承認された研究所において行なわれた実施されたものでなければならず、また狂犬病抗体滴定濃度が、0.5IU/mlに等しいかそれ以上であることが確認されなければならない。
2. 我々は、1カ国もしくは2ヶ国以上のEU、またはEEAの加盟国（アイルランド共和国を除く）、もしくは狂犬病の心配のない島に、少なくとも6カ月以上飼われており、さらに、
 - a) 提言1で説明された条件を満たし、また
 - b) 英國諸島以外から英國への入国時に検査を受けており、個体証明書と健康証明書が整っていることが確認されている場合には、そのような動物は、検疫

3. 我々は、OIEによって使用されている狂犬病の心配のない島の定義が採用されるよう提言する。
4. 英国諸島全体に同等の狂犬病管理方針が継続して適用されるならば、我々は、現行の英国の法律における北アイルランド、アイルランド共和国、マン島およびチャネル諸島の特殊な立場を認めて、これらの島々、北アイルランドおよびアイルランド共和国に住んでいた動物は、英国への入国が引き続き無制限であるよう提言する。
5. 我々は、有資格国以外の国々から輸入されるネコや犬はすべて、英国への入国または出国時に、引き続き6ヶ月の検疫を受ける必要があるよう提言する。
6. 我々は、現行検疫システムが適用されない場合には、大臣が、北アメリカから英國へ持ち込まれるであろうネコや犬の数についてのさらなる研究を委託し、このような研究の結果に照らしてリスクアセスメントを実施するよう提言する。
7. 我々は、検査場所に提出されたいかなるネコや犬も、提言1または2において説明された条件を満たさないものは、6ヶ月間または要求される条件を実際に満たすまで検疫に置かれるか、もしくは再輸出することを要求されることが望ましいと提言する。

10.6.2 ネコや犬以外の種

他の種に関する我々の提言は、他章（第13章）に掲載している。

(2) 欧州連合内の他国での狂犬病予防対策（付属書9）

オーストリア

- A.9.1 在住の犬やネコは狂犬病予防接種や識別処置を受けることを要求されない。中央ヨーロッパとバイエルンの狂犬病にかかった動物から野生動物を守るために、オーストリアは近隣国と共に「ワクチン接種ゾーン」を運営している。このワクチン接種プログラムの成否を監視するために、一定割当て数のキツネ（及び特定のタヌキ）の頭数に対してハンターに支払いがなされている。
- A.9.2 狂犬病が風土病となっている国からやってくる犬やネコには狂犬病予防接種を受けた証明文書が要求される。オーストリアは自国への入国動物のワクチン接種文書をチェックする厳格な管理体制をしいている。必要な書類を持たない動物は入国を許されない。
- A.9.3 狂犬病政策に対する不適合で起訴された件数は不明であるが、多くはないと思われる。

ベルギー

- A.9.4 この国の南部在住の犬とネコだけに狂犬病予防接種が必要とされている。なお、キャンプ地やキャラバン地の犬、ネコにもこれが必要である。獣医学的な検査は隨時要求できることになっている。狂犬病の疑いのある動物は隔離され殺される。野生生物のワクチン接種プログラムはあるが、動物の移動監視は困難なため、このキャンペーンの成否を測ることは難しい。
- A.9.5 輸入動物には狂犬病予防接種とその証明書提出が義務づけられている。EU諸国から入ってくる動物にはいちいちチェックはなされていない。EU以外や第三国からの動物は入国地点でチェックされている。
- A.9.6 狂犬病政策への不適合は稀であるといわれている。

デンマーク

- A.9.7 在住の犬（ネコは対象外）については、生後4ヶ月以内に入れ墨またはマイクロチップで識別処置し、登録しなければならない。
- A.9.8 狂犬病のない国（フェロー諸島、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、アイルランド、イギリス、日本、ニュージーランド、オーストラリア）からの随伴で来るイヌやネコは無制限で入国できる。

A.9.9 他国から随伴で来る生後3カ月以上のイヌやネコの輸入には、狂犬病予防ワクチンを入国の少なくとも30日前、長くとも12カ月前に接種したことを示す証明書が必要である。子犬や子ネコは、生後3カ月末満のものであれば、狂犬病予防ワクチン接種は不要であるが、それより10日前以内に発行された出生証明書が必要である（これはワクチン接種日から入国日までの間隔が30日未満の場合、生後3カ月と4カ月の間の哺乳動物にも適用される）。

A.9.10 EU加盟諸国からの非随伴の犬とネコについての規定は上記と同じ方針によっている。

A.9.11 EU加盟国以外の国からのものは上記の規定に加えて、国境の獣医の健康診断を受けなければならない。動物到着の24時間以上前に獣医に通知しなければならない。動物は、生きた動物の輸入地点として承認されている国境管理地点（Copenhagen, Billund, Frederikshavn または Hirtshals）からしかこの国に入国できない。

A.9.12 デンマーク獣医局が狂犬病規制実施の責任を持っている。この規制には獣医による国境でのチェックが含まれている。

A.9.13 狂犬病政策への不適合で起訴された件数について入手可能な資料はない。

A.9.14 デンマークは1982年以来、陸棲動物の狂犬病は発生していない。しかし、1998年8月24日に一頭の羊が狂犬病と診断されており、さらに調査が進められている。コウモリ狂犬病の事例が定常的に報告されている。

フィンランド

A.9.15 在住の犬とネコに対する狂犬病予防接種は強制されていない。しかしながら、用務犬、猟犬、外国へ行く犬は毎年狂犬病予防接種を受けなければならない。

A.9.16 狂犬病のない国から輸入される動物で直接輸入されるもの、狂犬病のない別の国経由で輸入されるもの、狂犬病のない国を通じて移送中に税関域内から出ることなく輸入されるものは、狂犬病予防接種を受けることを要求されない。

A.9.17 狂犬病が風土病であるEU諸国からの輸入動物は健康であって感染症の徴候がないものでなければならず、獣医が発行した狂犬病予防接種の現在有効証明書付きでなければならない。この証明書には、当該動物が生後3カ月に達した後に欧州薬局方に準じて製造された狂犬病予防の不活化ワクチンを毎年、または使用ワクチンについて承認されている間隔で接種されたことが示されていなければならない。また、使用ワクチンの名称とバッチ番号も示されていなければならない。生後3カ月末満の動物は、ワクチン接種を受ける必要はないが、健康であって、感染症の徴候がないものでなければならない。

- A.9.18 狂犬病が風土病であるEU諸国からの輸入動物は、輸入日に先立つ30日～12カ月の間にワクチン接種したこと、または獣医が作成した登録簿に記入されていること、を示す獣医発行の証明書付きでなければならない。ワクチン再接種の場合、30日間の待ち期間は不要である。書類には獣医と使用ワクチンについての詳細が記載されていなければならない。
- A.9.19 アメリカ、カナダ、ヨーロッパからの動物の証明について問題がある場合は、輸入者の費用負担で呼び寄せられた獣医が定める条件にて、その動物をフィンランドに輸入することを、その獣医が許可することができる。しかし、狂犬病が風土病である他の国からの動物は、その証明書が間違っていれば、フィンランドへの入国は認められない。
- A.9.20 狂犬病政策は、税関あるいは国境警備局によるランダムな検査によって、また、地域の獣医担当官による日常的観察によって実行されている。不適合による起訴は稀である。フィンランドで狂犬病が記録されたいちばん最近の事例は1989年であった。フィンランド政府は同国の対策、特にロシアとの国境沿いの空中からの野生動物へのワクチン投与プログラムは効果があり、充分であるとしている。

フランス

- A.9.21 在住の犬、ネコは、売却されたり手放される場合は、入れ墨にて識別しなければならない。公式に狂犬病感染地であると宣告されている県であるコルシカ、または海外の県に住んでいるか、もしくはそこへ出かける犬やネコには、あるいはそれらの犬やネコがキャンプ地や他の娯楽地へ出かける場合には、入れ墨と狂犬病予防接種が必要である。
- A.9.22 入れ墨は免許を受けている開業医（通常は獣医）が行なわなければならない。開業医は所有主に対してその動物の識別カードを発行し、その詳細（ID番号、品種、説明書、入れ墨位置、所有主と認可開業医の氏名住所）が国の登録簿に記録されるようにしなければならない。動物の所有主が変わった場合は、識別カードのPart Aは新しい所有主に、Part Bは国の登記局に送られる。登記局には住所の変更や動物の死亡を通知しなければならない。
- A.9.23 個人の所有に属し個人に随伴する犬やネコは、生後3カ月以上であり、識別が的確になされ、有効な狂犬病証明書付きのものであれば、輸入してよい。少なくとも3年間狂犬病のない国から来た動物でワクチン接種を受けたことのないものについては、その国の狂犬病状況を確認し、かつ、当該動物がその国に出生以来ずっと、または少なくとも最近6カ月間いたことを確認する証明書が必要である。4匹以上の動物を輸入する場合、または生後3カ月未満の動物の場合は、農業大臣の「一般的飼育指導」から外れる具体的な理由が必要となる。

A.9.24 フランスは1989年から、キツネに餌でワクチンを経口接種して狂犬病を撲滅することに取組んでいる。これは狂犬病防止に対する新しい法令により1996年7月に正式に定められた。最近の統計は、狂犬病の件数が1989年以来99.61%減少したことを示している。

A.9.25 商業取引される動物のほとんどはパリのシャルル・ドゴール空港経由でフランスに入ってくる。この空港では税関職員が検査を行なっている。広範囲に飼育されているペット類がチェコ共和国やスロバキアといった東欧諸国から輸入されているが、それらのペットの狂犬病予防対策は満足すべきものとみられている。所有主といっしょに旅行するペットについては、税関職員が国境と空港で臨時検査をしている。日常的な管理はなされていない。犬の狂犬病が存在している国からやってくる犬とネコは殺される。狂犬病感染地域内のペットの所有主がそのペットのワクチン接種と識別をしていないことによる起訴を含めて、起訴は稀である。が、動物が人に噛みついた場合は、その動物を15日間監視下に置き、獣医の助言があったときはそれを殺すこともある。

ドイツ

A.9.26 在住の犬とネコに対する狂犬病予防接種は任意である（しかし、獣医はこれを強く勧めている）。放し飼いのイヌは所有主の住所氏名を記載した首輪バッジまたは納税札をつけていなければならない。

A.9.27 外国へ旅行するドイツの犬やネコには狂犬病予防ワクチン接種の有効証明書が必要である。ペットのワクチン接種が済み次第、ワクチン・パスポートが所有主に与えられる。

A.9.28 輸入動物にも、同様の狂犬病予防接種の有効証明書が要求される。旅行者は犬3匹まで、または雌犬1匹とその子犬達を連れて旅行することができる。それより多い動物の場合は商業的輸入として扱われ、輸入許可証が必要である。

A.9.29 域内の野生動物の健康状態いかんによっては野生動物ワクチン接種キャンペーンが行なわれている。

A.9.30 他のEU諸国から車でペットを連れてやってくる旅行者に対する日常的な管理は行なわれていない。EU内からの者を含めすべての犬を連れた旅行者は税関職員の検査を受ける。狂犬病予防接種条件に問題がある場合は獣医が呼ばれる。動物は原産国へ送り返されるか、不完全のワクチン接種／検疫条件を完全に満たすことを要求される。ポーランドやチェコ共和国などの非EU諸国との陸上国境でも検査が行なわれる。

A.9.31 狂犬病保護条例は国内の狂犬病対策実施方法を定めていて、これを地域の獣医学当局が実施している。狂犬病は届出の必要がある病気である。したがって、疑わしい事例でも報告しなければならない。疑わしい動物も、それと接触のあった動物も殺されことがある。

- A.9.32 不適合についての中央の統計は作成されていない。限りある証拠によれば、ケルン国際空港では適正なワクチン接種を受けていないペットを持ち込む旅行者は年に10件ほどあるようである。そのほとんどがトルコや旧ソ連下の国からのものであり、罰金は受けていない。チェコとポーランドとの国境では、輸入規定を満たさない犬の事例が年に10~15件ある。これらの国境地帯を通り抜けてかなりの割合で商取引輸入される犬が密輸されているとみられている。
- A.9.33 過去20年間に輸入犬が狂犬病の原因となった事例が4件あった。それらの犬は伝染を起こすことなくドイツで死亡した。1990年に人間の狂犬病が4件あり、その内の2件は外国で罹病したものであった。1996年に発生の1件は外国での罹病であった。

ギリシャ

- A.9.34 在住および輸入の犬とネコは狂犬病予防接種を受けていることの証明書が必要である。
- A.9.35 国境での日常的な管理は実施されていないことが我々に示されている。不適合に対する起訴の事例は報告されていない。ギリシャ北部の国境域では世界保健機構との協同のもとに特別な対策が依然として実施されている。狂犬病予防政策は、農業省の地方局の獣医が実施している。

イタリア

- A.9.36 在住の犬とネコは登録し、入れ墨を受けて識別番号を持たなければならない。ワクチン接種はスロベニアとの国境地帯のみ強制的である。
- A.9.37 輸入動物には動物の詳細、ID番号、所有主の詳細を示し、出国の20日前にまたは輸入の11カ月前以内に該動物がワクチン接種を受けたことを記載した狂犬病予防接種の有効証明書が要求される。
- A.9.38 イタリア国境を越える犬とネコには税関職員が検査している。不適合に対する起訴の件数は不明であるが、入国規定は簡単なものであるので僅かな件数であると思われる。狂犬病政策の実施には保健省と地方の保健局が取組んでいる。
- A.9.39 キツネのワクチン接種はスロベニアとの国境地域でなされている。キツネに対しては、死んで見つかったものや狩猟で殺されたものを含めて、定的に検査がなされている。

ルクセンブルグ

- A.9.40 在住の犬とネコには狂犬病予防接種が要求され、これには補助薬の注射も必要である。ワクチン接種は認可を受けた獣医がこれを行ない、証明書を発行する。証明書の写しが地元の当局に送られる。違反者には最長1年の禁固及び／または最高1万フラン（200ポンド）の罰金が課せられる。犬には首輪か識別可能な印をつけて識別表示しなければならない。
- A.9.41 輸入動物には原産国で認定されている獣医が発行し獣医検査官が認証した有効な狂犬病予防接種証明書が付けられなければならない。ワクチン接種は当該動物の入国の30日前になされたものでなければならない。この証明書は、生後3カ月以内にワクチン接種された犬とネコには3カ月間、生後3カ月以後にワクチン接種されたものには1年間、有効である。
- A.9.42 狂犬病政策は農業省が実施している。実施は国内の空港及び抜取り検査方式でなされている（陸上の国境での検査はなされていない）。不適合により起訴された輸入者数は不明である。

オランダ

- A.9.43 在住の犬とネコには識別と狂犬病予防ワクチン接種が要求される。さまざまな自発的識別方式があって、中央で登録されている。
- A.9.44 ペットの犬とネコは、イギリスとアイルランドからは狂犬病予防接種なしで輸入できるが、他の国からは、生後1カ月以上のものはワクチン接種したものでなければならない。1カ月未満のものは到着後にワクチン接種を受けなければならない。
- A.9.45 輸入規定の管理は公認の獣医及び税関職員が国境で行なっている。ワクチン接種を受けていないものには空港でワクチンが接種され、動物は自国で30日間検疫される。到着前の30日以内にワクチン接種を受けた動物も自国で検疫される。自国での検疫の管理は公認の獣医が行なう。不適合による起訴は稀である。

ポルトガル

- A.9.46 ポルトガル国内の犬は生後4カ月になったときと、以後毎年、狂犬病ワクチンを接種される。農業省の獣医学理事会はこの計画の履行に責任を持ち、町議会は動物のワクチン接種歴を詳記した認可書発行の責任を持つ。
- A.9.47 輸入犬には狂犬病予防接種の有効な証明書が要求される。

- A.9.48 ネコに対する規定はない。
- A.9.49 過去2年間にわたり国家当局はキツネにおける狂犬病について感染調査を試みた。感染例は確認されなかった。
- A.9.50 行政と警察のすべての当局が何らかの形で狂犬病管理の実施に関与している。1997年には、狂犬病ワクチンを接種しなかった犬の持主に対する419件（対象犬453匹を含む）の起訴がなされた。

スペイン

- A.9.51 在住の犬とネコに対する国の規定はない。地方政府のほとんどは狂犬病予防接種とマイクロチップか入れ墨による識別を必要と定めている。1995年には国内の犬の総数のうち7割がワクチン接種され、そのうちの9割は民間の獣医により、1割は公的なキャンペーンの結果としてワクチン接種されたと推定される。
- A.9.52 輸入動物は国のバライ指令書施行法によって規制されており、生後3カ月を過ぎたときに狂犬病予防接種を受け、以後毎年、または加盟輸出国が定めている間隔で、再接種を受けなければならない。証明書には原産国担当の獣医官が署名しなければならない。この証明書にはワクチン名とバッチ番号が記載されていなければならない。動物には、法律の付属書に示されている模範様式に沿った証明書や個別パスポートが付けられなければならない。
- A.9.53 スペインは狂犬病のない国であるため野生動物キャンペーンはなされていない（もっとも、この国の北アフリカ領のCeutaとMelillaでは数件の単独事例が検出されている）。
- A.9.54 実施は自治共同体の公的な獣医局が行なっている。ワクチン接種を受けていない輸入動物は隔離され、この病気を持っていないと分かればワクチン接種される。

スウェーデン

- A.9.55 EUまたはEEA国に1年以上在住している犬とネコには下記が適用される。
- 動物の輸入にはその所有主が輸入許可を申請する。許可書は1年間有効で、所有主と動物の識別を明記し、動物の識別には入れ墨かマイクロチップの番号が含まれる。またこの許可書には、輸入時に動物に添えられなければならない健康とワクチン接種の証明書に記載すべき事項が明示される。許可書1件で最高10匹までカバーできる。申請には申請費を支払わなければならない。
 - 添付する健康証明書は有効期間10日間で、公認獣医の署名が必要である。証明書で確認されるべき事項は：

- a) 動物の ID；
 - b) 臨床的な病気の徵候は認められないこと；
 - c) 動物が、その所有主の知る限り、過去30日間に病気の動物と接触しなかったこと；
 - d) スウェーデンに到着する前の 10 日間に寄生虫駆除処置を受けていること。
- 添付する狂犬病予防接種証明書にも公認獣医の署名が必要であり、この証明書で確認されるべき事項は：
 - e) 動物の ID；
 - f) ワクチン接種日；
 - g) 使用ワクチン名；
 - h) スウェーデンまたはノルウェーで認定されている研究所で実施された抗体滴定濃度試験により滴定濃度が 0.5 IU/ml 以上であることが確認されていること。

A.9.56 ワクチン接種、マイクロチップ取付け、必要証明書取得の費用は所有主負担である。

A.9.57 これらの規定はイギリス、アイルランド、ノルウェー、アイスランド、デンマークから輸入の犬、ネコには適用されない（但し、最後の2カ国の場合には10日未満の限定的訪問の場合だけである）。

A.9.58 EU または EEA 国に少なくとも 1 年間在住してきた動物に対する規定事項は確認することが非常に難しいとスウェーデン当局は見ている。所有主の自己申告に頼らざるを得ない状態である。

A.9.59 税関職員がスウェーデン国境で動物入国時に書類検査している。些細な点を明確にする必要があるようなときは獣医を呼び出すこともできるが、そうでないときは入国拒否することもできる。税関職員はまた、密輸入される動物を検出したり、警察と共に密輸報告書を調査する責任もある。密輸された動物は検疫にかけられる。

A.9.60 狂犬病防止規制不適合により起訴された件数についての資料を中央政府は持っていない。スウェーデン農業省は動物の密輸は極めて少ないとみている。輸入許可証の申請件数が増えていることは、大多数の人々が規制を遵守していることを示すものであるとみられる。スウェーデンではこれまで狂犬病の疑いのある事例は発生していないし、輸入動物の病気にかかわる他のこれといった問題も生じていない。

4. 狂犬病発生時に関する我が国の地方獣医師会へのアンケート 結果（平成13年春実施）

東京都獣医師会 佐藤 克

アンケート対象者 全国55の地方獣医師会

回答者： 北海道獣医師会、青森県獣医師会、岩手県獣医師会、宮城県獣医師会、秋田県獣医師会、山形県獣医師会、福島県獣医師会、仙台市獣医師会、栃木県獣医師会、群馬県獣医師会、埼玉県獣医師会、山梨県獣医師会、川崎市獣医師会、東京都獣医師会、横浜市獣医師会、新潟県獣医師会、福井県獣医師会、長野県獣医師会、岐阜県獣医師会、静岡県獣医師会、愛知県獣医師会、名古屋市獣医師会、三重県獣医師会、滋賀県獣医師会、京都市獣医師会、大阪府獣医師会、兵庫県獣医師会、和歌山県獣医師会、島根県獣医師会、広島県獣医師会、山口県獣医師会、徳島県獣医師会、愛媛県獣医師会、高知県獣医師会、福岡県獣医師会、佐賀県獣医師会、長崎県獣医師会、熊本県獣医師会、大分県獣医師会、宮崎県獣医師会、鹿児島県獣医師会、北九州市獣医師会

回答数： 42 (回収率 76.4%)

1. 貴獣医師会の所管地域において、国際空港、国際海港、輸入ペット業者等、海外から狂犬病が侵入する可能性のある場所がありますか？ あれば具体的に教えてください。

別添

2. 狂犬病が発生したとき緊急に対策本部などの対応する組織がありますか？

- | | |
|-------|------------|
| ① はい | 7 (16.7%) |
| ② いいえ | 30 (71.4%) |
| ③ 準備中 | 3 (7.1%) |
| ④ 無回答 | 2 (4.8%) |

※ 意見 県が組織している。(長野県)

3. 狂犬病発生時には必要に応じて獣医師の狂犬病予防員に対する協力が法律上規定されていますが（狂犬病予防法第20条）、会員に周知していますか？

- | | |
|---------|------------|
| ① はい | 17 (40.5%) |
| ② いいえ | 20 (47.6%) |
| ③ わからない | 3 (7.1%) |
| ④ 無回答 | 2 (4.8%) |

4. 獣医師が犬に対して狂犬病を疑った場合、その動物を隔離することが法律上規定されていますが（同法第9条）、どこで隔離をするのが適当と思われますか？

複数回答

- ① 所有者宅 5 (11.6%)
- ② 動物診療施設 1 (2.4%)
- ③ 行政機関 37 (86.0%)

5. 狂犬病発生時には緊急に狂犬病予防接種の一斉接種が法律上規定されていますが（同法第13条）、その際必要となるワクチンと関連消耗品の量を推定されていますか？

- ① はい 17 (40.5%) 推定量は別添
- ② いいえ 25 (59.5%)

6. 緊急時に必要となるワクチンや関連消耗品を入手するため、行政や関連企業などと事前協議をしていますか？

- ① はい 4 (9.5%)
- ② いいえ 37 (88.1%)
- ③ 無回答 1 (2.4%)

7. 緊急時に必要となるワクチンや関連消耗品はどこへ届くと円滑に対応できますか？

- ① 行政 24 (57.1%)
- ② 獣医師会 17 (40.5%)
- ③ 無回答 1 (2.4%)

8. 貴獣医師会の所管地域における犬の狂犬病予防注射の接種率はどれくらいとお考えですか？

- ① 90%以上 4 (9.5%)
- ② 70～90% 19 (45.2%)
- ③ 50～70% 15 (35.7%)
- ④ 30～50% 3 (7.2%)
- ⑤ 30%未満 0 (0%)
- ⑥ 無回答 1 (2.4%)

9. 貴獣医師会の所管地域における蔓延の可能性についてどのように考えていますか？以下の項目からひとつ選択して、理由もお書きください。

(ア) 蔓延の可能性が高い 9 (21.4%)

- ① 対策を講じていない
- ② 飼い犬の実数不明
- ③ 犬の交流が盛ん
- ④ 接種率が低い
- ⑤ 野生動物・野良猫が多い

(イ) 発生しても蔓延の可能性低い 18 (42.9%)

- ① 接種率高い
- ② 獣医師会の内部および、行政との連絡体制整備
- ③ 野犬が少ない
- ④ 未接種犬は室内飼育が多い

(ウ) 発生の可能性低い 14 (33.3%)

- ① 接種率高い
- ② 野犬減少・社会の知識向上
- ③ 犬・ネコの侵入の可能性が低い
- ④ 室内飼育が多い
- ⑤ 検疫が機能している

(エ) 無回答 1 (2.4%)

10. 発生時には犬の集合の禁止が法律上規定されています（同法第17条）が、円滑に実施するために緊急接種の実施方法はどのようにするのがよいと考えますか？

複数回答

- ① 会場での接種 15 (34.1%)
- ② 動物診療施設での接種 11 (25.0%)
- ③ 訪問 16 (36.4%)
- ④ 無回答 2 (4.5%)

11. 発生時には発生地域の犬のすべてに口輪をかけるか、係留をしなければならないと法律上規定されていますが（同法第10条）、口輪をかける場合の対応を考えていますか？

- ① はい 1 (2.4%)
- ② いいえ 39 (92.8%)
- ③ 無回答 2 (4.8%)

12. その口輪は誰が入手し、負担するべきだと考えますか？

複数回答

- | | |
|--------|------------|
| ① 行政 | 22 (51.2%) |
| ② 獣医師会 | 1 (2.3%) |
| ③ 飼い主 | 19 (44.2%) |
| ④ 無回答 | 1 (2.3%) |

13. 現在、貴獣医師会の所管地域において、犬に装着しておかなくてはならない鑑札や済み票はどの程度徹底されていますか？

- | | |
|----------|------------|
| ① 90%以上 | 0 (0%) |
| ② 70～90% | 3 (7.1%) |
| ③ 50～70% | 6 (14.3%) |
| ④ 30～50% | 10 (23.8%) |
| ⑤ 30%未満 | 11 (26.2%) |
| ⑥ 10%未満 | 11 (28.9%) |

14. (ウ)～(カ)を選択された方におたずねします。鑑札や済み票の未装着は狂犬病発生時においては対策の障害となると思いますが、どんな方法で対処すべきでしょうか？

- | | |
|-----------------|----|
| ① 広報 | 6 |
| ② 台帳利用 | 5 |
| ③ 取締り | 4 |
| ④ 平常時啓発 | 8 |
| ⑤ 平常時マイクロチップ | 10 |
| ⑥ オンライン化 | |
| ⑦ デザイン・材質などの見直し | |
| ⑧ 全頭接種するべき | |

15. 貴獣医師会の所管地域内で、犬はどれくらいの割合で室内飼育されていると推定していますか。

- | | |
|---------|--|
| ① 60% | |
| ② 50% | |
| ③ 40% | |
| ④ 30% | |
| ⑤ 20% | |
| ⑥ 10% | |
| ⑦ 5% | |
| ⑧ 不明である | |